

平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 2 6 年 6 月

金 融 庁

1 事前評価

(1) 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	大量保有報告規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
2	投資信託・投資法人法制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
3	公開買付規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
4	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し（3件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
5	インサイダー取引に関連する規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
6	A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
7	金融業の機能の強化に係る規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（25年4月提出、25年6月成立）。
8	空売り規制の総合的な見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」及び「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（25年8月公布、11月施行）。
9	個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（25年7月公布、8月施行）。
10	インサイダー取引規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が公布・施行された（25年9月）。
11	ファイアーウォール規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された（26年3月）。
12	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布された（26年2月公布、26年4月施行）。
13	グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（26年3月公布・4月施行）。
14	少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
15	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
16	取扱有価証券の範囲の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
17	新規上場に伴う負担の軽減	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
18	大量保有報告制度の見直し（4件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
19	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
20	金融指標に関する規制の枠組みの整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
21	金融商品取引所の業務の	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正す

	追加	る法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
22	保険募集の基本的ルールの創設	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
23	保険募集人に対する規制の整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
24	海外展開に係る規制緩和	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
25	保険仲立人に対する規制緩和	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。
26	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。

（2） 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、日本版スクークに係る非課税措置の恒久化について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
2	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、適用期限を5年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
3	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人等に係る導管性要件等の見直しについて税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、投資法人法制の見直しを前提に、導管性要件の判定において、正ののれんの償却額の70%を配当可能利益の額から控除する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
4	地域活性化支援機構に係る特例措置の拡充	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、同機構がその準則に従って策定した債務処理に関する計画に従って債権者間の調整等のみを行い、2以上の金融機関等により債務免除が行われた場合についても企業再生税制の適用対象とする措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」が平成26年3月13日に国会へ提出された。
5	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、適用期限を3年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
6	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、適用

		期限を5年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
7	銀行等保有株式取得に係る資本割の特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、銀行等保有株式取得に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、適用期限を3年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。
8	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長について税制改正要望（平成25年8月）を行った結果、平成26年度税制改正大綱（平成25年12月）において、適用期限を5年延長する措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（平成26年2月提出、同年3月成立）。

2 事後評価

(1) 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費、金融機関等検査経費、金融検査手法向上経費、リスク計測参照モデル関係経費、デジタルフォレンジック関連システム経費及び金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要経費の平成26年度予算要求（479百万円※）を行い、政府予算案に計上（441百万円※）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二種金融商品取引業者に対する監督体制の強化のため、課長補佐1名、係長2名、係員2名の定員の要求を行った。 ○ 監督局銀行第二課の時限の撤廃（恒久化）について、機構の要求を行った。 ○ 検査・監督の連携体制の整備のため、参事官、情報・分析室の機構及び情報分析官1名、課長補佐1名、係長1名、特別検査官1名、金融証券検査官2名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 26年3月期から段階的に実施されることとなった、海外営業拠点を持たない金融機関（国内基準行）に対する自己資本比率規制（新国内基準）に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正を行った（25年11月、26年2月）。 ○ 外国銀行支店に対する資産の国内保有の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（25年6月成立）に係る政令（26年1月公布）・内閣府令（26年3月公布）を整備した。 ○ 我が国の大口信用供与等規制について、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が25年6月に成立した（同法施行（公布後1年6月以内）に向け、関係政府令を整備予定）。 ○ 一定規模を超える国際統一基準行については、グローバルなシス

		<p>テム上重要な銀行（G-SIBs）の選定用データの開示が求められることとなったことを受け、関連告示の改正を行った（26年2月）。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進 25年9月に「金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、金融機関に対する検査・監督の考え方、手法及び組織体制の見直しを行った。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の積極的な活用の検討を促すとともに、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（25年8月、26年1月）。 ○ 早期健全化法の適切な運用 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を公表した（25年6月、12月）
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融危機管理経費の平成26年度予算要求（41百万円）を行い、政府予算案に計上（42百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険法等の改正 金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し成立した（25年6月）。これに伴う関係政令・内閣府令等の改正を行った（26年3月）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険法第102条の適切な運用 りそなグループに対して、25年6月（25年3月期分）及び12月（25年9月期分）に、預金保険法第108条に基づき経営健全化計画の履行状況について報告を求め、その内容を公表した。 ○ 名寄せデータの精度の維持・向上 預金保険機構と連携しつつ、金融機関に対する検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25事務年度の主要行等向け監督方針及び金融モニタリング基本方針において、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握すること、また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努めるという考え方を示した。 ○ 内外の金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んだ。 ○ 当庁特別研究官への委嘱などを活用した上で、海外当局によるマクロプルーデンス政策に関する取組み等に関する調査・分析を実施し、集積した情報及び分析結果を庁内で共有した。 ○ 集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、金融行政への反映を図った。
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、貸金業務取扱主任者登録に必要な経費、貸金業

者情報検索サービス経費、金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費及び振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費の平成26年度予算要求（29百万円）を行い、政府予算案に計上（29百万円）された。

<法令・制度の整備・改正>

- ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。
 - 不公正取引抑止のための制度整備
 - 1 金融商品取引業者等以外の者が顧客等の計算において不公正取引を行った場合についても課徴金の対象とする改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立）を踏まえ、関係する政府令の整備を行った（25年9月施行）。
 - 2 資産運用業者が顧客等の計算で違反行為を行った場合の課徴金額を引き上げる改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（25年6月成立）を踏まえ、関係する政府令の整備を行った（26年4月施行）。

<その他の反映状況>

- ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。
 - 当局における相談体制の充実

金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表し、平成25年10月からは「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」の公表を開始し、利用者の保護や利便性の向上を図った。

金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行い、また専門家による電話対応スキルアップ研修等の実施や国民生活センター主催の金融に関する研修に出席するなど、利用者の保護の充実や研修の実施により相談体制の質の充実を図った。
 - 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（25年6月、12月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み状況等について議論を行った。

さらに、金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書（25年3月公表）の提言を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を策定し、公表及び適用を開始（25年8月）することで、指定紛争解決機関の監督に取り組んだ。また、金融ADR連絡協議会を3回開催（25年4月、9月、26年2月）し、指定紛争解決機関間の連携強化に取り組んだ。
 - 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行及び更なる多重債務者対策の推進
 - 1 「多重債務者相談強化キャンペーン2013」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った（25年9月～12月）。
 - 2 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター8万枚、チラシ90万枚を作成し、関係機関等に配布した（25年4月）。
 - 3 「多重債務者相談の手引き」（23年8月、「多重債務相談マニュアル」を改訂）の普及・活用の促進も含め、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施した。
 - 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等
 - 1 25年5月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度を謳った不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のホームページ上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施した。
 - 2 25年8月から26年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。

		<p>3 25年11月、政府広報において、振り込み詐欺救済法に基づく返金制度に係る視覚障害者向けの音声広報CDへの寄稿を実施した。</p> <p>4 25年8月から26年3月までの間、犯罪被害者等支援事業に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けた周知を実施した。</p> <p>○ 振り込み詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</p> <p>1 平成25事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。</p> <p>2 警察庁や全国銀行協会と連携し、振り込み詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込み詐欺を予防!」を作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、振り込み詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込み詐欺等の未然防止のための協力依頼を行った。加えて、上記活動の一環として、関係団体に対して、会員企業等の職員の皆様に周知いただくよう依頼した。</p> <p>3 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <p>1 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキャッシュカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>2 偽造キャッシュカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p>
5	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費、円滑な金融仲介機能の発揮の支援に関する経費、個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費及び被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費について、平成26年度予算要求(335百万円※)を行い、政府予算案に計上(288百万円※)された。 <p>※復興庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><機構要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の機構要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監督局銀行第二課の時限の撤廃(恒久化)について、機構の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」が策定されたことを踏まえ、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針や金融検査マニュアルを改正(26年1月)。 ○ 事業再生会社の議決権の銀行本体保有を認める等の改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年6月成立)に係る内閣府令(26年3月公布)を整備した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末(25年11月)・年度末(26年3月)に、金融担当大臣等から金融機関の代表者等に対し、中小企業等に対する金融の円滑化につい

		<p>て直接要請するとともに、要請文を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融の推進に係る地域金融機関の取組み状況（地域活性化に向けた地公体や大学等との連携状況や、顧客企業に対する具体的なソリューションの提案力強化の状況等）についてフォローアップを行った。 ○ 各財務（支）局等において、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催した（26年2月～3月）。また、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し、顕彰を実施した（26年2月～3月）。
6	<p>資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融税制調査等経費及び金融税制広報経費の平成26年度予算要求（13百万円）を行い、政府予算案に計上（14百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な保険乗合代理店に対する監督体制の整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討 保険募集ルールのあり方等の見直し等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討 新しい保険商品・サービスの提供等のあり方や保険募集ルールのあり方等について、金融審議会の下に設置された「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書が取りまとめられた（25年6月公表）。
7	<p>市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費及び次世代有価証券報告書等電子開示システム経費の平成26年度予算要求（780百万円）を行い、政府予算案に計上（797百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭デリバティブ市場に関する制度の企画・立案に係る体制整備のため、課長補佐1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 <ol style="list-style-type: none"> 1 清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の施行に伴い、制度運用の状況について、清算機関や取引情報蓄積機関等に対し、必要に応じて実態把握を行い、制度の適切な運営の確保に努めた。 2 清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みを積極的に支援した（26年2月、いわゆる「クライアント・クリアリング」が開始）。 ○ 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築 <ol style="list-style-type: none"> 1 国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、金融庁のHPにおいてその取組状況を公表する等、積極的に支援した（25年6月、12月）。 2 「金融インフラのための原則」（CPSS・IOSCO公表）を踏まえ、国際的な規制水準を確保しつつ、監督上の着眼点・監督手法等を具体化・明確化することにより、一層的確な業務運営を

		確保すること等を目的に、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した（25年12月）。
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進 総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立、公布）を踏まえ関係する政府令等（行為規制に係る部分を除く）の整備を行った（26年3月施行）。 ○ 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月公表）の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（26年3月提出）。 ○ 上場会社における不正会計事件への対応 虚偽開示書類の提出等に加担する外部協力者の行為を課徴金の対象とする規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月成立、公布）を踏まえ、関係する政府令の整備を行った（25年9月施行）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化 新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長を実現していく等の観点から、金融審議会の下に設置された「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、報告書が取りまとめられた（25年12月公表）。
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、証券取引等監視経費等として平成26年度予算要求（228百万円）を行い、政府予算案に計上（219百万円）された。 ・ 評価結果を踏まえ、課徴金制度関係経費として平成26年度予算要求（3百万円）を行い、政府予算案に計上（3百万円）された。 ・ 評価結果を踏まえ、企業財務諸制度調査等経費として平成26年度予算要求（35百万円）を行い、政府予算案に計上（31百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ IFRS任意適用会社の増加等に向けた体制整備のため、国際会計調整官1名の定員の要求を行った。 ○ AIJ事案、金融商品取引法の改正等を踏まえた情報分析及び市場分析審査体制の強化のため、統括審査官1名の機構及び課長補佐1名、係長1名、証券取引審査官3名の定員の要求を行った。 ○ 金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した取引調査体制の強化のため、証券調査官5名の定員の要求を行った。 ○ クロスボーダー取引を利用した相場操縦事案等に対する取引調査体制の強化のため、主任証券調査官1名の定員の要求を行った。 ○ ディスクロージャー違反に対する海外当局との連携等による開示検査体制の強化のため、開示検査国際専門官2名の定員の要求を行った。 ○ 金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した犯則調査体制の強化のため、証券取引特別調査官4名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、純粋持株

		<p>会社等に係る重要事実等に関する見直し等について、関係する政府令を整備（25年9月施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等の改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（25年6月成立）を踏まえ、関係する政府令を整備（26年4月施行予定）。 ○ 信用格付業者に対し、信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制整備等について、関係府令を整備（25年9月施行）。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、証券検査を行うために必要な経費について、平成26年度予算要求（28百万円）を行い、政府予算案に計上（27百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二種金融商品取引業者に対する監督体制の強化のため、課長補佐1名、係長2名、係員2名の定員要求を行った。 ○ 金融商品取引業者に係る情報収集・分析体制及び検査体制の強化のため、統括検査官2名の機構及び証券検査企画調整官1名、課長補佐1名、係長1名、特別検査官2名、証券検査官8名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費、公認会計士経費及び試験実施経費の平成26年度予算要求（103百万円）を行い、政府予算案に計上（104百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公認会計士監査・審査会事務局長の充て職の常勤化について、機構の要求を行った。 ○ 監査事務所に対するより高度な検査を実施するため、統括検査官1名の機構の要求を行った。 ○ 監査法人検査に関する情報の収集・分析体制の整備のため、情報分析専門官1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、監査基準等の整備に係る対応については、企業会計審議会において、多様な財務諸表等の作成に当たって公認会計士の監査を受け、信頼性を高めたいとの社会的要請に応えるため、監査基準に特別目的の財務諸表に対する監査や準拠性に関する意見の表明形式を導入した。 ・ 評価結果を踏まえ、引き続き、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る施策を検討するため、25年11月、金融庁、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会」を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表した。
12	国際的な政策協調・連携強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な要請への対応に伴う監督体制の整備のため、国際監督室の機構及び課長補佐1名、係長2名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、国際的な金融規制改革等に積極的に貢献した。

- G20 サントペテルブルク・サミット（25年9月）及びブリスベン・サミット（26年11月予定）に向け、過去のG20サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方、店頭デリバティブ市場改革の実施におけるクロスボーダー問題の調整等について、関連するフォーラムにおける議論に参画するとともに、サントペテルブルク・サミットを初めとする一連のG20会合においても、その合意形成に積極的に参加・貢献した。
 - 金融安定理事会（F S B）において行われた、(1)システム上重要な金融機関に係る政策枠組み、(2)シャドーバンキングの規制・監視のあり方、(3)これまでに合意された改革（店頭デリバティブ市場改革等）の実施、等に関する議論に積極的に参加・貢献した。国際政策統括官が、アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をF S Bに報告した。
 - 取引主体識別子（L E I）に関して、L E Iシステムのガバナンスを担うL E I規制監視委員会（R O C）の初代副議長に国際担当参事官が25年1月以降就任するとともに、R O C内に設置された中核機関である執行委員会のメンバーとして議論に主導的に参画した。
 - バーゼル銀行監督委員会（B C B S）等において、レバレッジ比率や流動性規制、グローバルなシステム上重要な銀行に関する枠組み、銀行のファンド向け出資に係る資本賦課の枠組みなど、国際的な銀行の自己資本・流動性規制等に係る議論に貢献した。
 - 証券監督者国際機構（I O S C O）等において、金融指標、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制などに関する証券規制の国際的な原則及び基準設定や、24年に策定した金融市場インフラ原則（金融市場インフラの安全性、健全性および効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を向上させるために策定された国際的な原則）の実施状況のレビュー等についてI O S C O等での議論や作業に貢献した。また、クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制については、米国規制の域外適用に関し、25年4月に各国財務省と共同（10当局）の上、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを発出し、国際協調に向けた議論の加速の必要性等を強調した。更に、日米欧等12当局から構成される店頭デリバティブ主要当局者会合（O D R G）に参画し、「クロスボーダー規制の抵触・重複等への対処に関する報告書」（25年9月G20に提出）の作成に大きく貢献した。
 - 国際会計基準（I F R S）財団モニタリング・ボード（M B）では、国際政策統括官が議長を務めており、I F R S財団のガバナンス改革に関する議論を取りまとめ、同財団のガバナンス強化等に向けて貢献した。本年度は、24年2月に公表された「I F R S財団のガバナンス改革に関する報告書」の提言に基づき、M Bの新規メンバーの募集・選定を行い、26年1月に新規メンバーを公表した。
 - 保険監督者国際機構（I A I S）において行われた、グローバルなシステム上重要な保険会社及び国際的に活動する保険会社グループに関する基準や枠組みの検討など、国際的な保険監督・規制に係る議論に積極的に参加・貢献した。また、国際政策管理官が24年10月に執行委員会副議長に就任した。
 - ジョイントフォーラムにおける業態横断的な規制・監督上の論点に関する議論に積極的に参加・貢献した。
- ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り海外監督当局との連携強化等を行った。
 - E U、スイス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア等の各国・地域の金融当局との間で二国間協議を実施し、金融規制等に関する議論を行った。
 - ・ 評価結果を踏まえ、金融活動作業部会（F A T F）によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした改訂F A T F勧告に係るガイダンス等の策定作業に関し、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえて国際交渉を行った。
 - また、20年に実施されたF A T Fによる第3次対日相互審査に対す

		<p>る第6、7、8回目のフォローアップ報告書作成において、関係省庁との連携のもと適切な対応を行い、我が国のF A T F 基準実施への取組みについてF A T F メンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献した。</p> <p>さらに、25年6月に行われたG 8 ロックアーン・サミットにおいて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に対処していくため、法人等の実質所有者の透明性の確保に向けて「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を公表した。</p> <p>加えて、B C B S が行う、銀行セクター向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のガイドライン改訂に参画・貢献した。</p>
13	<p>アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「アジアの金融インフラ整備支援事業」、「アジア金融連携センター（仮称）設置・運営」及び「新興市場国に対する技術支援の効果的実施」のため、平成26年度予算要求（241百万円）を行い、政府予算案に計上（232百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アジア諸国に対する金融インフラ整備のための体制整備のため、参事官（国際連携・協力担当）、国際連携・協力室の機構及び課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおりアジアの金融インフラ整備支援事業及びアジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アジアの金融インフラ整備を支援する観点から金融庁内に緬国証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施した。金融分野の技術協力を推進するため、当庁職員を25年12月から、ミャンマー財務省に派遣したほか、人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始した。 また、ミャンマー及びモンゴルにおいて金融当局を対象とする金融技術協力等に関する現地セミナーの開催や現地セミナーへの講師派遣を行うとともに、インドネシア及びモンゴルの金融当局に対する金融法制度等に関する訪日セミナーを開催した。また、インドネシア、タイ及びベトナムの訪日調査団の受入れを実施した。 さらにモンゴル及びフィリピンの金融インフラに関する基礎的調査を行った。 ○ 26年1月に、アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」（26年4月設立）の設立準備室を設置し、同センターの設立に関する各種準備作業に着手した。 ○ 25年1月及び2月、3月に、アジアの新興市場国の銀行・保険・証券監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・保険・証券分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施した。 ・ 評価結果を踏まえ、25年5月の日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議においてコミットした方針に則り、日本とASEAN5か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）は合同作業部会を定期的に開催し、具体的な技術協力に係る協議を開始した。 ・ 評価結果を踏まえ、多数国間でWTOサービス貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現するための新サービス貿易協定（TiSA）、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に加え、ASEAN、EU、カナダ、豪州、モンゴル、コロンビアとの二国・地域間EPAや日中韓FTAの締結交渉を同時並行的に推進した。特にTPP交渉への参加については、TPPが日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進し、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであることから、

		日本が 25 年 7 月のマレーシア会合から交渉に参加して以降、金融庁としても積極的に参画している。
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、世界の国際金融センターの規制・税制に関する調査研究等事業費及び我が国の金融・資本市場の競争力向上に向けた実態等の調査経費の平成 26 年度予算要求（32 百万円）を行い、予算措置（25 百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資信託及び投資法人に関する規制の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が 25 年 6 月に成立した。同法のうち、投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入等（公布後 1 年以内施行）について、関係政令・内閣府令を整備した（26 年 4 月施行）。また、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後 1 年 6 月以内施行）については、今後、関係政府令を整備する予定。 ○ また、25 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」には、外国における外国銀行業務の代理・媒介に係る規制、海外 M&A に係る銀行の子会社の業務範囲規制、銀行等による議決権保有規制の見直しも盛り込まれており、これらについては、関係する政令を 26 年 1 月 24 日、内閣府令を同年 3 月 31 日に公布した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 官民による持続的な対話の実施 25 年度に、官民ラウンドテーブルを計 2 回、同作業部会を計 14 回開催し、各作業部会において、報告書を取りまとめた（25 年 5 月 13 日、26 年 3 月 27 日に公表）。
15	金融行政についての情報発信の強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。 <p>また、海外の利用者へのタイムリーな情報発信を目的に、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週 1 回発行するとともに、重要な政策決定等については、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。</p>
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費及び金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費等の平成 26 年度予算要求（14 百万円）を行い、政府予算案に計上（14 百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 11 月、金融庁金融研究センターに「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成 25 年 4 月 30 日に報告書を公表し、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）を提示した。 ○ 昨年に引き続き、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を 24 万部、未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を 18 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を 27 万部配布した。 ○ 地域住民を対象に、「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を全国 5 箇所で開催した（仙台、名古屋、大阪、広島、那覇）。

17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しました。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする金融実務経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用しました。 ○ 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図りました。特に、新興国への若手職員の派遣を積極的に行いました。 ○ 業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容の検証・見直しを行い、世界経済と金融庁の政策との関係を理解するための研修や、若手職員を対象とした英語リーディング研修の新設など、研修内容の充実を図りました。
18	学術的成果の金融行政への導入・活用	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費の平成26年度予算要求（13百万円）を行い、政府予算案に計上（13百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <ol style="list-style-type: none"> 1 25年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパーとしてホームページ上に掲載した9本について、庁内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 2 研究活動の一環として2研究会（「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」）を庁内にて開催した。 ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 25年10月にシンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」（共催：京都大学経済研究所先端政策分析センター、大阪大学社会経済研究所）、25年11月に国際コンファレンス「アジアの取引所の未来」（共催：（株）日本取引所グループ）、26年1月に国際コンファレンス「金融システムの安定化、規制と金融包摂」（共催：アジア開発銀行研究所（ADB I）、国際通貨基金（IMF））を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 <ul style="list-style-type: none"> 25年10月開催 シンポジウム 参加者：160名程度 25年11月開催 国際コンファレンス 参加者：320名程度 26年1月開催 国際コンファレンス 参加者：300名程度 2 25年度4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計20回（通算では238回）開催（職員の参加は、最大90名、平均62名。）し、講演後に会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 3 25年4月以降、アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計11回開催した。
19	金融行政における情報シ	【改善・見直し】

	システムの活用	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費について、26年度予算要求（184百万円）を行い、政府予算案に計上（189百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を5回開催し、情報化統括責任者補佐官等が調達内容を検証するなど積極的な関与を行った。
20	災害等発生時における金融行政の継続確保	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行った。 ○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施しているほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取り組んだ。

(2) 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費について、26年度予算要求（184百万円）を行い、政府予算案に計上（189百万円）された。

(3) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。